平成28年度 彦根市子ども・若者プラン該当施策 新規・拡充事業実施状況 (平成29年3月1日現在)

基本視点1子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり施策1 (1) 子ども・若者を応援する体制の整備充実

〇ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、10月に彦根市子ども・若者総合相談センターを開設し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、12月には、彦根市子ども・若者支援協議会を設置し、関係機関との連携を図った。(子ども・若者支援事業)

- ○滋賀県立大学と連携し県立大学の「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」公募型地域課題研究の一環として、若者の居場所として「逓信サロン」を試行的に開設した。(子ども・若者支援事業)※追加事業
- ○国民体育大会開催を控え、将来中心選手となる年代の子どもたちの競技力を向上させるため、様々な競技スポーツに親しむ機会として、ジュニア期スポーツ教室を開催した。(社会体育関係団体活動 支援事業)
- ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業)

施 策 1 (2) 子ども・若者育成のための社会環境づくり

〇子どもセンター・ふれあいの館において、平成28年度より指定管理者による管理運営を行った。 指定管理期間:平成28年4月1日から平成32年3月31日まで(4年間)(子どもセンター管理 運営事業、ふれあいの館管理運営事業)

基本視点2子ども・若者の育ちに応じた支援施策2 (1) 地域における子育て支援の充実

- ○地域における子育て支援の充実を図るため、市内3か所目の地域子育て支援拠点をビバシティ内に 開設した。(2月6日開設。まんまるひろば)(地域子育て支援事業)
- ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

施 策 2 (2) 保育・教育の充実

- ○平田幼稚園の施設整備に当たり、幼稚園の定員割れと保育所の待機児童の解消を図るため、平成 29年4月開園に向け、平田こども園を新築した。(認定こども園整備事業)
- ○園児の安全確保と保育・教育環境の充実を図るため、老朽化が著しい稲枝東幼稚園の仮設園舎の現地建替えを行った。(稲枝東幼稚園仮設園舎設置事業)
- ○保育サービスの量的拡充を図るため、民間事業者による定員30名の乳児保育所(どんぐりけんだいまえ保育園)と定員19名の小規模保育事業所(彦根かんがる一保育園)の新設に対する補助を行った。(民間保育所施設整備事業)
- 〇小・中学校における外国語教育および国際理解教育の推進のため、民間委託による外国語指導助手 (ALT) 7名を各小・中学校に配置し、外国語を通じて言語や文化に対する能力の育成を図った。また、市内の11小学校が教育課程特例校として、低学年からの英語教育に取り組んだ。(国際理解教育推進事業)
- 〇子ども一人ひとりの学力の定着をアセスメントし、その結果に基づく指導により学力の向上を図るため、彦根市基礎学力確認テストを実施した。また、様々な課題により小学校低学年からの基礎学力の定着が十分ではない学校に、市費の臨時講師3名を配置し、基礎的な学力の定着を図った。(学力向上推進事業)
- 〇日本語指導の必要な児童生徒への支援の充実を図るため、県補助金を受け、市費による日本語指導 支援員の派遣を行った。(国際理解教育推進事業) ※追加事業
- ○中学校の運動部活動の充実を図るため、地域に住むスポーツの技能や専門的知識を持つ外部指導者を活用する「スポーツエキスパート活用事業」を拡充した。(年間30回→45回)(小中学校体育振興事業)
- ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

施 策 2 (3) 自立に向けた支援

- 〇ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、10月に彦根市子ども・若者総合相談センターを開設し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、12月には、彦根市子ども・若者支援協議会を設置し、関係機関との連携を図った。(子ども・若者支援事業:再掲)
- ○滋賀県立大学と連携し県立大学の「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」公募型地域課題研究の一環として、若者の居場所として「逓信サロン」を試行的に開設した。(子ども・若者支援事業: 再掲)※追加事業
- ○高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座受講費用の軽減を図るとともに、他の自立支援施策等を組み合わせる等し、効果的に学び直しを支援した。(ひとり親家庭自立支援事業)
- ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

基本視点 3 みんなが共に育つための子ども・若者への支援

施 策 3 (1) 児童虐待・配偶者への暴力などの防止

○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

施 策 3(2)青少年非行の防止

新規・拡充事業はありません。

施 策 3 (3) ひきこもりやニートなどへの支援

- 〇ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、10月に彦根市子ども・若者総合相談センターを開設し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、12月には、彦根市子ども・若者支援協議会を設置し、関係機関との連携を図った。(子ども・若者支援事業:再掲)
- ○滋賀県立大学と連携し県立大学の「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」公募型地域課題研究の一環として、若者の居場所として「逓信サロン」を試行的に開設した。(子ども・若者支援事業: 再掲)※追加事業

施 策 3 (4) 障害のある子ども・若者への支援

- 〇子ども療育センターと発達支援室を統合し、一カ所で乳幼児期から成人期までの継続した発達支援を行うため、(仮称)発達支援センターの設計委託を行った。(彦根市子ども療育センター管理運営事業)
- ○発達障害を含む障害のある児童生徒の学習支援等を行う特別支援教育支援員を27名から28名に増員し、支援の拡充を図った。また、就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」の指導員を1名から2名に増員したが、退職した指導員の後任がなく、1名の指導員で言語指導を行った。(特別支援教育推進事業)
- ○在宅重度障害者等支援事業補助金(障害児対応看護師配置加算事業)について、平成28年度から放課後等デイサービスに加え、児童発達支援の事業所も対象とした。また、平成27年度は看護師配置のあった日に利用した障害児(医療ケアの有無を問わない)1人1日あたり580円の報酬加算を算定していたが、平成28年度は看護師配置があった日に利用した要医療障害児1人1日あたり5,000円の報酬加算を算定する方法へと変更した。(在宅重度障害者等支援事業)
- ○市内の公共施設や商業施設等のバリアフリー設備の情報が検索できるマップ(ぶらりおでかけ!ひこねバリアフリーまっぷ)について、現在、既存のマップをリニューアル・バージョンアップ作業中である。(内容や地図機能の充実、施設のバリアフリー設備の情報の見直し)(障害者援護事業)

施 策 3 (5) ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援

- 〇ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、10月に彦根市子ども・若者総合相談センターを開設し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、12月には、彦根市子ども・若者支援協議会を設置し、関係機関との連携を図った。(子ども・若者支援事業:再掲)
- ○滋賀県立大学と連携し県立大学の「地(知)の拠点整備事業(大学 COC 事業)」公募型地域課題研究の一環として、若者の居場所として「逓信サロン」を試行的に開設した。(子ども・若者支援事業: 再掲)
- ○高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座受講費用の軽減を図るとともに、他の自立支援施策等を組み合わせる等し、効果的に学び直しを支援した。(ひとり親家庭自立支援事業:再掲)
- ○ひとり親家庭等で18歳未満の児童等を養育している者支給している「児童扶養手当」の第2子加算10,000円、第3子加算6,000円に増額した。(児童扶養手当支給事業)
- 〇日本語指導の必要な児童生徒への支援の充実を図るため、県補助金を受け、市費による日本語指導 支援員の派遣を行った。(国際理解教育推進事業:再掲)※追加事業
- ○経済的に困難な事情を抱えた子どもたちの学びと育ちを応援するため、「子どもの貧困対策計画」 を策定中である。(子どもの貧困対策計画策定事業)※追加事業

基本視点 4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

施 策 4(1)安心して出産・子育てができる環境づくり

- ○妊娠・出産から育児までを包括的に相談や支援ができる窓口として、4月に子育て世代包括支援センターを開設し相談を受けるとともに、必要な人に対して電話相談や、地区担当保健師につなぐなどの支援を行った。また、産後ケア事業を医療機関に委託して実施した。(まち・ひと・しごと妊娠出産包括支援事業)
- ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

施 策 4 (2) 乳幼児の発達と保護者への支援

○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図った。(家庭児童相談室運営事業:再掲)

施 策 | 4 (3) 安全・安心なまちづくり

○まちづくり推進事業総合補助金における、自治会等が設置、管理する防犯カメラの購入に対する補助事業に対しては、自治会から市へ補助申請が無かったが、滋賀県警が実施された防犯カメラについての貸与事業を自治会等を含む各種団体へ周知したところ、平成28年度において市内で11台の防犯カメラが設置された。(自治会支援事業)